

23 日 獣 発 第 339 号
平成 24 年 2 月 29 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

日本からEU域内に犬、猫又はフェレットを持ち込む場合の衛生証明書 様式の変更について

このことについて、平成 24 年 2 月 15 日付け 23 動検第 1129 号をもって、農林水産省動物検疫所長から別添写しのとおり通知がありました。

この通知内容は、日本からEU域内に犬、猫又はフェレットを持ち込む場合の衛生証明書の新様式に関するものであり、本会会員への周知を依頼されたものです。

なお、① 6 月 30 日までの間は、2 月 29 日以前に発行された旧様式（EU規則 2004/595/EC 又は 2004/824/EC の Annex に規定された様式）による衛生証明書が添付された犬、猫又はフェレットについて、EU域内への持ち込みが認められること、② 我が国は現在 Regulation (EC) No 998/2003 の Annex II の Part C の第三国リストに含まれていること、③ EU規則の詳細及び最新の衛生証明書様式はEUホームページで確認可能であることの連絡を受けております。

貴会関係者に周知方お願い申し上げます。

(参考) EUホームページURL

http://ec.europa.eu/food/animal/liveanimals/pets/index_en.htm

(参考) 新様式に関するURL

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:343:0065:0076:EN:PDF>

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601